

第52回がん対策推進協議会議事次第

日 時：平成27年7月29日（水）

9：30～11：30

場 所：航空会館5階 501～502会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選任等について
- (2) がん対策の推進について
- (3) その他

3 その他

【資 料】

資料1 がん対策推進協議会委員名簿

資料2 これまでの検討経緯と今後の検討テーマ等について（事務局提出資料）

資料3-1 がん対策関連検討会等の取組状況について（事務局提出資料）

資料3-2 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業説明資料（事務局提出資料）

資料4 希少がんの診療体制、研究体制、病理診断体制、支援に関する要望

（馬上委員御提出資料）

資料5-1 がん対策推進協議会委員の皆様へ（勢井委員御提出資料）

資料5-2 NPO法人AWAがん対策募金の活動（勢井委員御提出資料）

参考資料1 がん対策基本法

参考資料2 がん対策推進協議会令

参考資料3 がん対策推進基本計画（平成24年6月）

参考資料4 がん研究10か年戦略

参考資料5 がん対策推進基本計画中間評価報告書（平成27年6月）

参考資料6 今後のがん対策の方向性について

参考資料7 がん患者団体支援機構よりの提言（平成17年1月）

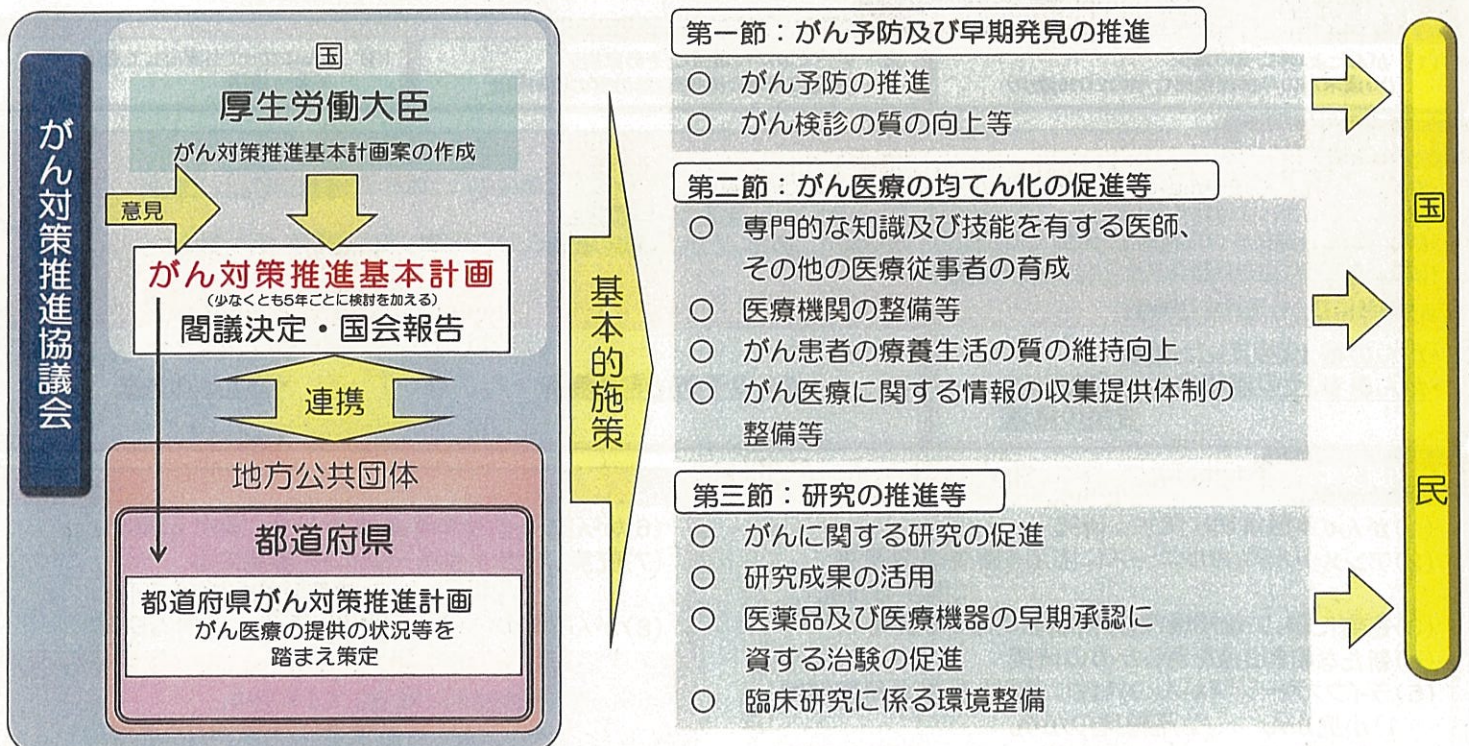
これまでの検討経緯と 今後の検討テーマ等について

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

がん対策基本法

(平成18年法律第98号、平成19年4月施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

新(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

新(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新**⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

新7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

新8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

新9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

がん研究10か年戦略の概要

(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

「根治・予防・共生 ～患者・社会と協働するがん研究～」

戦略目標

我が国の死亡原因第一位であるがんについて、患者・社会と協働した研究を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの根治、がんの予防、がんとの共生をより一層実現し、「基本計画」の全体目標を達成することを目指す。

「基本計画」の全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

今後のあるべき方向性

- ・産官学が一体となり、「がんの本態解明研究」と「実用化をめざしたがん研究」が一体的かつ融合的につながった疾患研究として推進
- ・臨床現場から新たな課題や国民のニーズを抽出し研究へと還元する、循環型の研究開発
- ・研究成果等の国民への積極的な公開による、国民ががん研究に参加しやすい環境の整備と、がん研究に関する教育・普及啓発
- ・研究推進における利益相反マネジメント体制の整備

【研究開発において重視する観点】

・がんの根治をめざした治療
・がん患者とその家族のニーズに応じた苦痛の軽減

・がんの予防と早期発見

・がんとの共生

具体的研究事項

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域
 - 1) 小児がん
 - 2) 高齢者のがん
 - 3) 難治性がん
 - 4) 希少がん等
 に関する研究

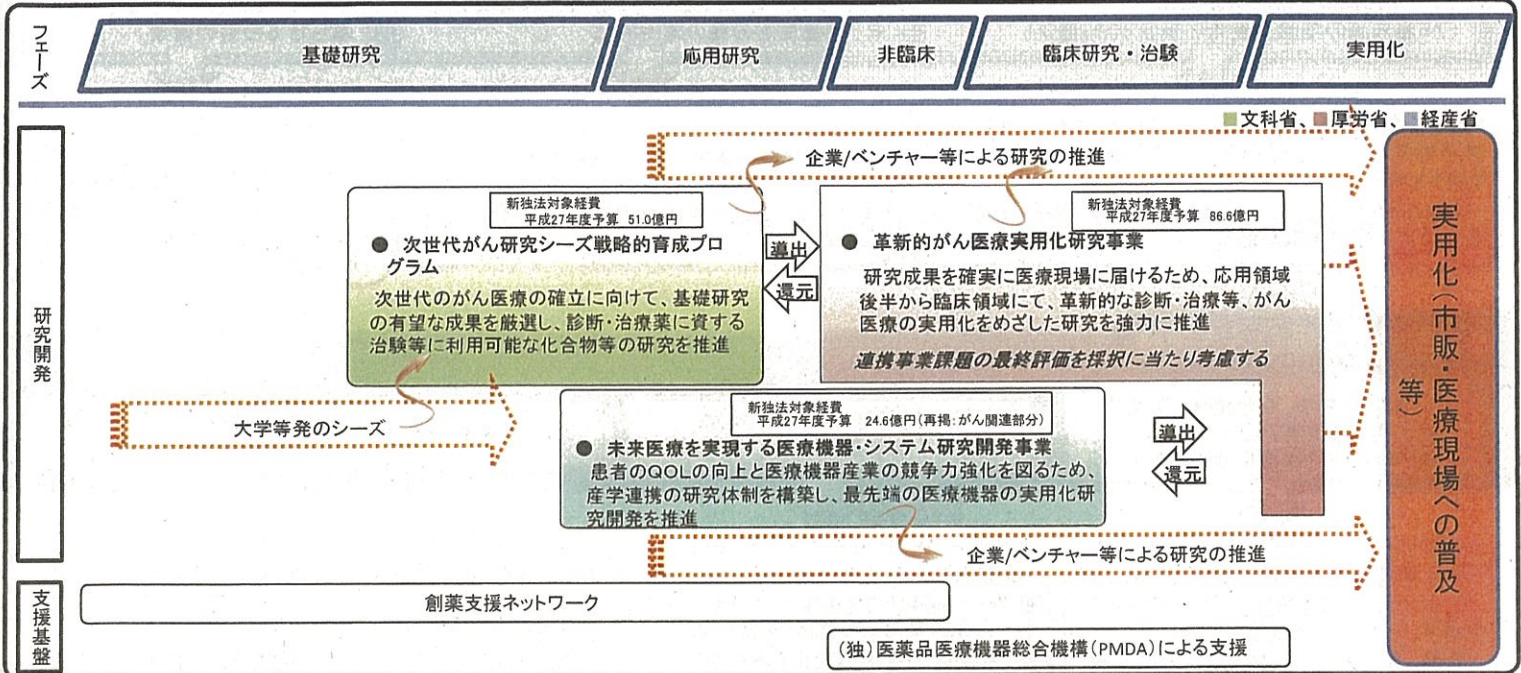
- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

・がん研究を継続的に推進していくため、研究者の育成等にも取り組む。

6. ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト

日本医療研究開発機構対象経費
平成27年度予算 162.3億円(一部再掲)

基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた医薬品・医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究等へ導出する。また、臨床研究で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品・医療機器開発をはじめとするがん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づいて加速する。



【2015年度までの達成目標】

- 新規抗がん剤の有望シーズを10種取得
- 早期診断バイオマーカー及び免疫治療予測マーカーを5種取得
- がんによる死亡率を20%減少(平成17年の75歳未満の年齢調整死亡率に比べて平成27年に20%減少させる)

【2020年頃までの達成目標】

- 5年以内に日本発の革新的ながん治療薬の創出に向けた10種類以上の治験への導出
- 小児がん、難治性がん、希少がん等に関して、未承認薬・適応外薬を含む治療薬の実用化に向けた6種類以上の治験への導出
- 小児がん、希少がん等の治療薬に関して1種類以上の薬事承認・効能追加
- いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消
- 小児・高齢者のがん、希少がんに対する標準治療の確立(3件以上のガイドラインを作成)

がん対策基本法

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

(第2～6、8項 略)

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)

第5 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

7. 基本計画の見直し

基本法第9条第7項では、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定められている。計画期間が終了する前であっても、がんに関する状況の変化、がん対策の進捗状況と評価を踏まえ、必要があるときは、これを変更する。

がん対策推進基本計画中間評価の概要

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

第二期から
(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

・年齢調整死亡率の推移：**92.4(2005年)→80.1(2013年)**
減少傾向ながら、全体目標の達成が難しいという統計予測も出ている。
・**喫煙率減少、がん検診受診率向上をはじめとしたがん対策のより一層の推進が必要。**

・身体的苦痛や精神心理的苦痛の緩和が十分に
行われていないがん患者が3~4割ほどいる。
・引き続き、**緩和ケア等の提供体制の検証と整備**
が必要。

・家族に負担をかけていると感じて
いたり、職場関係者等に気を使わ
れていると感じるがん患者が3割
ほどいる。
・**がんの教育・普及啓発、がん患者
への社会的苦痛の緩和等の取組**
をより一層推進することが重要。

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法
の更なる充実とこれらを
専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの
緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

第二期から
(4) 働く世代や小児への
がん対策の充実

・**拠点病院の指定要件の改正**や**がんプロ
フェッショナル基盤養成プラン**等の取組
により、一定の進捗が得られている。
・今後、系統的なデータ収集体制の整備
や先進的な放射線治療機器の適正配置
についての検討、がん診療に携わる専門
医のあり方についての検討等を推進する
ことが重要。

・拠点病院の指定要件の改正により、診
断時から緩和ケアを提供する体制や専門
家による診療支援体制の整備が進み、医
師・看護師の意識の変化もみられた。
・**拠点病院の医師に対して、緩和ケア研
修会を受講するよう促すとともに、在宅医
等が受講できる体制**を構築することが必要。
・拠点病院以外の医療機関や緩和ケア病
棟、在宅医療等における緩和ケアを推進
していくことが必要。

・**平成25年12月にがん
登録が法制化。**
・**国民への周知が不
十分であり、より一層
の普及啓発が必要。**

・関連部局と連携し、がん患
者・経験者の就労支援につ
いて検討した。
・**就労支援に関する既存の仕
組み・施策・制度を十分に理解
し、活用していくことが重要。**
・小児がんについては、「**小児
がん拠点病院**」及び「**小児がん
中央機関**」を指定した。

がん対策推進基本計画中間評価の概要

その他、分野別施策について

- がん医療
 - 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
 - がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
 - 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
 - その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

4. がんの予防

5. がんの早期発見

6. がん研究

7. 小児がん

8. がんの教育・普及啓発

9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

2. がんに関する相談支援と情報提供

3. がん登録

・地域の医療・介護サービス提供体制の構築や、病理診断、リハビリテーション、がんの相談支援、たばこ対策・感染症に起因するがんへの対策をはじめとするがんの予防に係る施策、がん検診の受診率向上をはじめとするがんの早期発見に係る施策等についても、一定の進捗が得られているが、基本計画で掲げた目標達成に向けて、引き続き推進が必要。

・**高齢化が進んでいる我が国の現状を鑑みて、がん患者が住み慣れた地域や住まいで療養生活を送ることができるよう、拠点病院等との連携を確保しつつ、在宅医療・介護体制の整備等を進めることは喫緊の課題。**

・**希少がんについては、「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」の検討状況を踏まえ、診療体制や情報提供体制等を整備することが必要。**

・がん研究については、「健康・医療戦略」及び「医療分野研究開発推進計画」に基づき、新たに設立されたAMEDによる管理の下、平成26年度からの「がん研究10か年戦略」に基づいて、関係省庁が一体となって推進することが重要。

がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 都道府県による都道府県計画の策定
- 関係者等の意見の把握
- がん患者を含めた国民等の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握とがん対策を評価する指標の策定
- 基本計画の見直し

・がん対策の推進に当たっては、引き続き、国、地方公共団体と関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ一体となって努力していくことが重要

・本中間評価報告書の内容と、別途とりまとめた「今後のがん対策の方向性について」の内容を踏まえて、今後、がん対策推進協議会等で、具体的な数値目標の設定を含めて、次期がん対策推進基本計画の策定に関する検討を行っていく必要がある。

今後のがん対策の方向性についての概要

(～これまで取り組まれていない対策に焦点を当てて～)

がん対策推進基本計画に明確な記載がなく、今後、推進が必要な事項

1. 将来にわたって持続可能ながん対策の実現

- ・ 少子高齢化等の社会・経済の変化に対応する**社会保障制度改革**
- ・ 地域医療介護総合確保推進法に基づく**地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保** 等
- がん患者を含めた国民全体が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制の整備
- ・ 各施策の「**費用対効果**」の検証
- ・ 発症リスクに応じた予防法や早期発見法を開発・確立することによる**個人に適した先制医療**の推進
- ・ がん医療の**均てん化と集約化の適正なバランス**に関する検討
- ・ がん登録情報を活用した**大規模データベース**の構築

等

2. 全てのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築

- ・ がん患者が「自分らしさと尊厳」を持って、がんと向き合って生活していくためにはがんに関する正しい情報を獲得することが重要⇒「**がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんと共に生きることができる社会**」の実現
- ・ 障害のある者に対する情報提供、意志決定支援、医療提供体制の整備
- ・ 難治性がんに対する有効で安全な新しい治療法の開発や効果の期待できる治療法を組み合わせた集学的治療の開発等

3. 小児期、AYA世代、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたがん対策

- ・ 総合的な**AYA世代のがん対策**のあり方に関する検討(緩和ケア、就労支援、相談支援、生殖機能温存等)
- ・ **遺伝性腫瘍**に対する医療・支援のあり方に関する検討
- ・ **認知症対策と連動した高齢者のがん対策**のあり方に関する検討

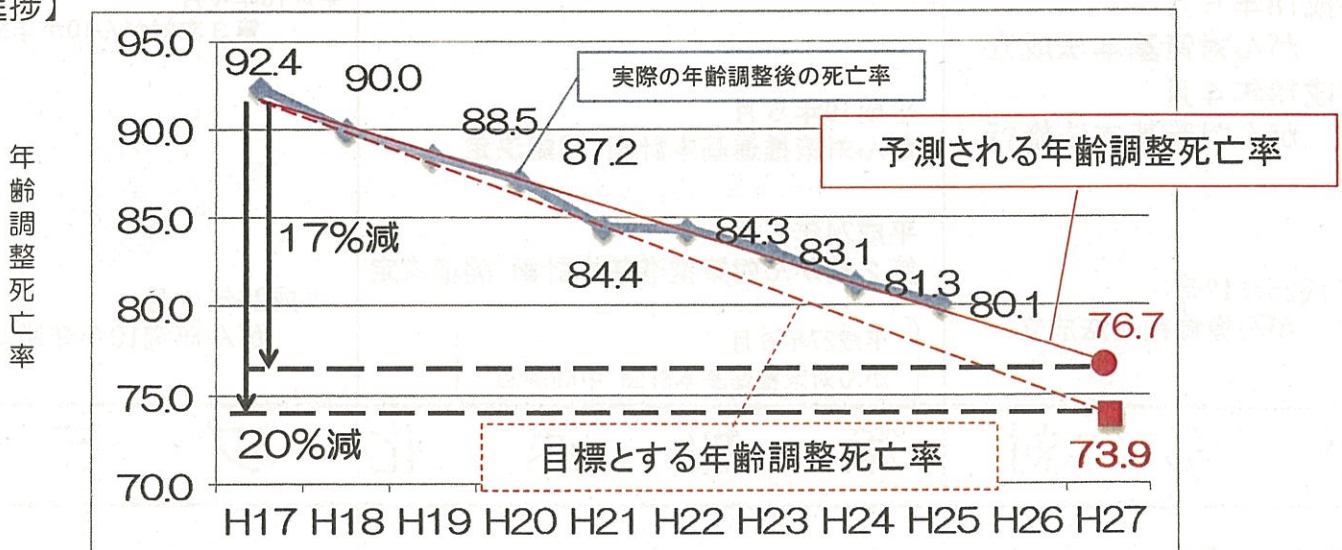
等

全体目標 (がんによる死亡者の減少) に対する進捗状況

【目標】 がんによる死亡者数の減少

(10年間でがんの年齢調整死亡率(加齢による死亡率の変化を補正)
(75歳未満)の20%減少)

【進捗】



目標に対して減少傾向が鈍化

がん対策を加速するための新たなプランの策定について

がんサミット開催（平成27年6月1日）

～安倍総理大臣の挨拶より～

本日、私から、厚生労働大臣に対し、「がん対策加速化プラン」を年内を目途に策定し、取組の一層の強化を図るよう指示いたします。このプランは、厚生労働省だけでなく、関係する多くの方々と政府が一丸となって実施するものです。

～塩崎厚生労働大臣の挨拶より～

【がん対策を加速するための3つの柱となる考え方】

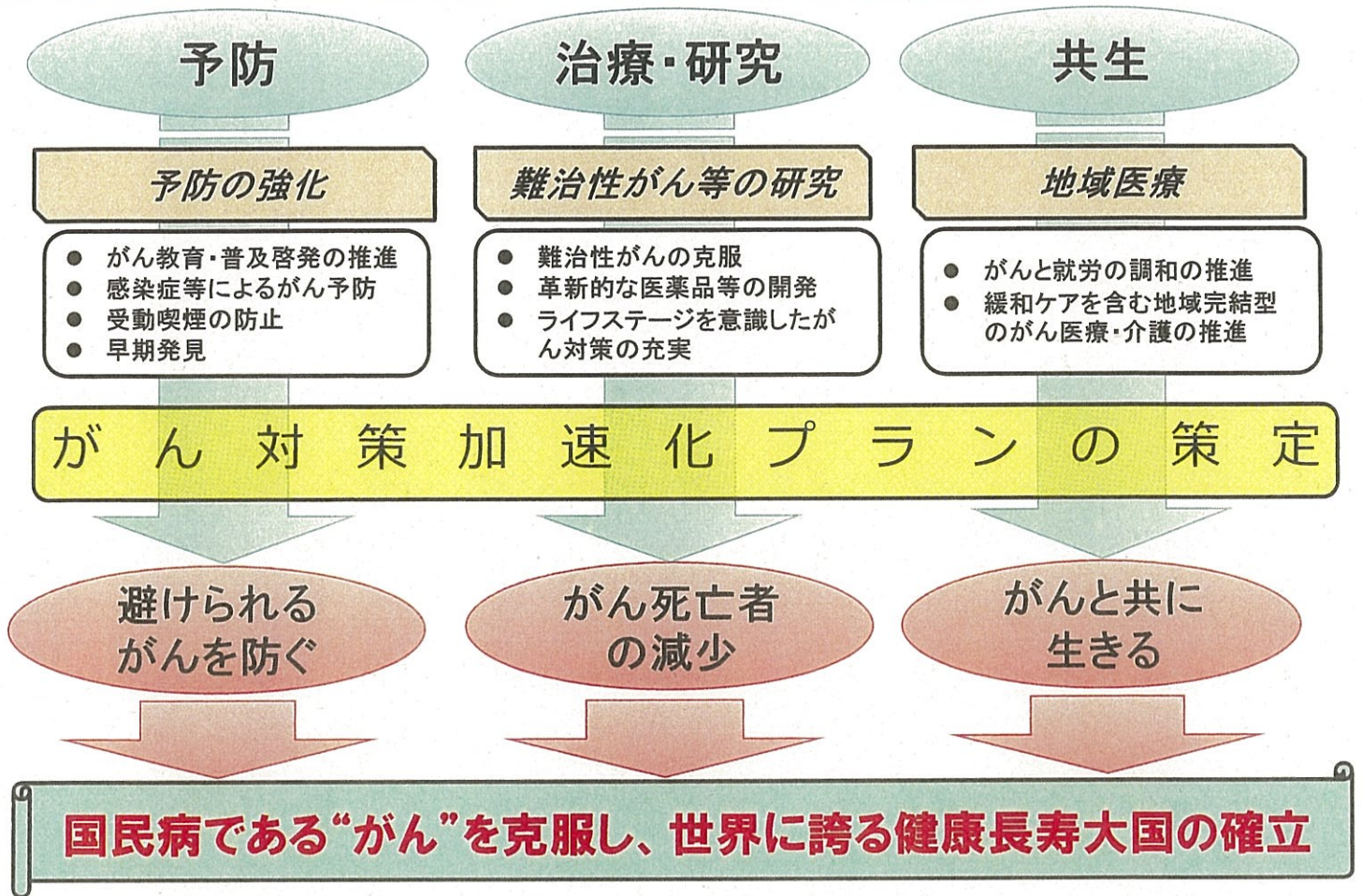
- ① がん教育やたばこ対策、がん検診を含む早期発見の強化に取り組む「がん予防」を進め、「避けられるがんを防ぐ」こと
- ② 小児がん、希少がん、難治性がん等の研究の推進に取り組む「治療・研究」を推進し、死亡者数の減少につなげていくこと
- ③ 緩和ケア、地域医療やがんと就労の問題などに取り組む「がんとの共生」を進め、「がんと共に生きる」ことを支援すること

がん対策加速化プラン（年内目途）

わが国のがん対策の歩みについて

法律	がん対策推進基本計画	研究戦略
平成18年6月 がん対策基本法成立 平成19年4月 がん対策基本法施行 平成25年12月 がん登録推進法成立	平成19年6月 がん対策推進基本計画 閣議決定 平成24年6月 第2期がん対策推進基本計画 閣議決定 平成27年6月 がん対策推進基本計画 中間評価	昭和59年4月 対がん10ヵ年総合戦略 平成6年4月 がん克服新10ヵ年戦略 平成16年4月 第3次対がん10ヵ年総合戦略 平成26年4月 がん研究10ヵ年戦略
が ん 対 策 加 速 化 プ ラ ン		
平成28年6月頃 がん対策基本法 改正 (P) ＜議連で検討の動き＞	平成29年6月頃 第3期がん対策推進基本計画 閣議決定	

「がん対策加速化プラン」の3本の柱



今後の検討テーマとスケジュール(案)

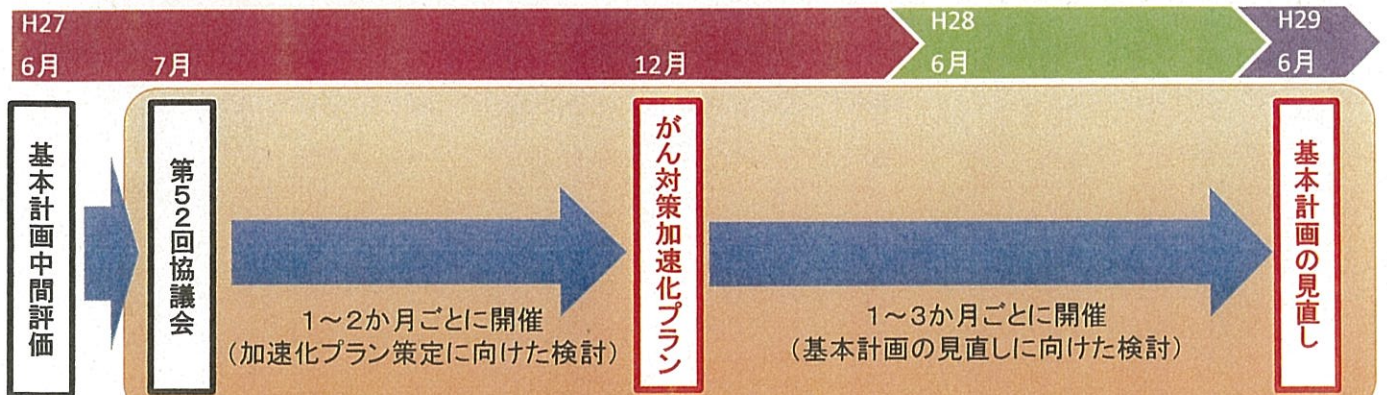
検討テーマ

①「がん対策加速化プラン」策定に向けた検討(～H27.12月)

平成27年6月にとりまとめた「がん対策推進基本計画中間評価報告書」及び「今後のがん対策の方向性について」を踏まえつつ、がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん研究10か年戦略に基づくがん対策をより一層推進するための方策を検討する。

②「第3期がん対策推進基本計画」策定に向けた検討(～H29.6月)

スケジュール



関係議連で基本法改正に向けた検討

《各検討会との連動》

- ・がん登録部会
- ・がん検診のあり方に関する検討会
- ・がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会
- ・緩和ケア推進検討会
- ・希少がん医療・支援のあり方に関する検討会

がん関連検討会等の取組状況について

がん登録部会

【趣旨】

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)」(以下「法律」という。)において、「審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない」(第15条第2項等)とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

【委員】

天野 慎介	グループ・ネクサス・ジャパン代表	辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
有賀 悦子	帝京大学医学部緩和医療学講座教授	友岡 史仁	日本大学法学部教授
家原 知子	京都府立医科大学准教授	永井 庸次	全日本病院協会理事 (ひたちなか総合病院長)
薄井 紀子	東京慈恵会医科大学教授	中西 洋一	九州大学大学院医学研究院教授
大木いづみ	栃木県立がんセンター研究所 疫学研究室特別研究員	名越 澄子	埼玉医科大学総合医療センター教授
小俣 智子	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科准教授	平田 公一	JR札幌病院顧問
亀井美和子	日本薬剤師会理事	本田麻由美	読売新聞東京本社社会保障部次長
川本利恵子	日本看護協会理事	松本 陽子	愛媛がんサポートおれんじの会
黒田 知宏	京都大学大学院医学研究科教授	丸山 英二	神戸大学大学院法学研究科教授
坂元 昇	川崎市医務監	道永 麻里	日本医師会常任理事
澁谷いづみ	愛知県一宮保健所長	山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科 医療経営政策講座特任准教授 (五十音順・敬称略 ○は部会長)
祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授		

【設置】平成26年6月

【検討状況】

平成26年度は5回開催し、政省令や運用に係るマニュアル等の検討を行った。

平成27年度はこれまで1回開催し、引き続き、同意代替措置に係る指針等についての検討を行う予定。

がん検診のあり方に関する検討会

【趣旨】

がん検診は健康増進法に基づく市町村の事業として行われている。がん検診の実施については「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しているところである。本検討会においては、国内外の知見を収集し、科学的根拠のあるがん検診の方法等について検討することとする。

【構成員】（平成26年9月～）

○井上	真奈美	国立大学法人東京大学大学院医学研究科特任教授
大内	憲明	国立大学法人東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座腫瘍外科学分野教授
菅野	匡彦	東京都八王子市総合経営部経営計画第一課課長
齋藤	博	国立研究開発法人国立がん研究センター がん予防・検診研究センター検診研究部部长
祖父江	友孝	国立大学法人大阪大学医学系研究科環境医学教授
福田	敬	国立保健医療科学院統括研究官
松田	一夫	公益財団法人福井県健康管理協会副理事長
道永	麻里	公益社団法人日本医師会常任理事

（五十音順・敬称略 ○は座長）

【設置】平成24年5月

【検討状況】

平成24年度は4回開催して主に子宮頸がんの検診項目について検討し、2月に報告書を取りまとめた。平成25年度は4回開催して受診率向上施策や精度管理について検討し、8月に報告書を取りまとめた。平成26年度は4回開催し、乳がん検診や胃がん検診の検診項目等について検討した。平成27年度はこれまで2回開催し、前年度に引き続き、乳がん検診や胃がん検診の検診項目等についての検討を行っている。

2

緩和ケア推進検討会

【趣旨】

がん患者とその家族が、質の高い生活を送れるよう、がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを提供するとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施することが重要である。

しかしながら、日本では未だがん疼痛緩和等に用いられる医療用麻薬の消費量が少ないこと、がん診療に携わる医師が緩和ケアの重要性を十分に認識していないことや、国民に対しても未だ緩和ケアに対する正しい理解や周知が進んでいないこと等の課題が指摘されている。

本検討会においては、こうした課題や緩和ケアの現状を踏まえ、今後の緩和ケア提供体制について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討し、今後の対策に反映していくこととする。

「緩和ケア推進検討会」構成員名簿

有澤賢二 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事	中川恵一 国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科准教授
池永昌之 淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院副院長	波多江伸子 福岡がん患者団体ネットワークがん・バツェン・元気隊代表
小笠原文雄 医療法人聖徳会小笠原内科 院長	○花岡一雄 JR東京総合病院 名誉院長
小川節郎 日本大学総合科学研究所 教授	林和彦 東京女子医科大学化学療法・緩和ケア科教授
加賀谷肇 明治薬科大学臨床薬理学教室 教授	細川豊史 京都府立医科大学疼痛・緩和医療学講座教授
川本利恵子 公益社団法人日本看護協会 常任理事	前川育 特定非営利活動法人周南いのちを考える会 代表
小松浩子 慶応大学看護医療学部慢性臨床看護学 教授	松島英介 国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 心療・緩和医療学分野教授
田村里子 一般社団法人WITH医療福祉実践研究所 がん・緩和ケア部 部長	道永麻里 公益社団法人日本医師会 常任理事
	武藤真祐 医療法人社団鉄祐会祐ホームクリニック理事長

【設置】平成24年4月

（五十音順・敬称略 ○は座長）

【検討経緯】

- 平成24年4月からこれまで計18回の議論を重ね、平成24年9月に中間とりまとめを、平成25年8月に第二次中間とりまとめを報告した。これらの報告に基づき、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の変更等を行い（平成26年1月）、拠点病院内で新指針に基づいた専門的な緩和ケア提供体制の質の向上を図っているところ。
- 平成26年10月からは、地域において緩和ケアを提供するための施策についての議論を始め、在宅緩和ケアを含めた地域完結型のがん医療・介護サービスを提供できる体制の整備を進めている。

3

希少がん医療・支援のあり方に関する検討会

【主旨】

- 平成24年6月に閣議決定された2期目のがん対策推進基本計画（以下「基本計画」とする。）において、希少がんについては、様々な希少がんが含まれる小児がんをはじめ、様々な臓器に発生する肉腫、口腔がん、成人T細胞白血病など、数多くの種類が存在するが、それぞれの患者の数が少なく、専門とする医師や施設も少ないことから、診療ガイドラインの整備や有効な診断・治療法を開発し実用化することが難しく、現状を示すデータや医療機関に関する情報も少ないことが課題として指摘された。
- 基本計画では希少がんに関して取り組むべき施策として、「専門家による集学的医療の提供などによる適切な標準的治療の提供体制、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等のあり方について、希少がんが数多く存在する小児がん対策の進捗等も参考にしながら検討する」とされていることから、本検討会を設置し検討することとする。

【構成員】

岩本 幸英	九州大学大学院医学研究院臨床医学部門整形外科学分野 教授	
小村 健	医療法人財団 健寛会 総合東京病院 口腔癌センター長	
加藤 陽子	国立研究開発法人国立がん研究センター希少がんセンター	
佐々木 毅	東京大学医学部人体病理学・病理診断学 准教授	
西館 澄人	NPO法人GISTERS 理事長	
馬場 秀夫	熊本大学大学院消化器外科 教授	
○堀田 知光	国立研究開発法人国立がん研究センター理事長	
松本 誠一	公益財団法人がん研究会 有明病院 サルコマセンター長兼整形外科部長	
道永 麻里	公益社団法人日本医師会 常任理事	
馬上 祐子	小児脳腫瘍の会 代表	
渡邊 俊樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	(五十音順・敬称略 ○は座長)

【設置】平成27年3月

【検討事項及び今後の予定】

平成27年3月からこれまで計5回の議論を重ね、希少がんの定義、希少がんの情報提供体制のあり方、情報の集約・発信、相談支援、研究開発等について順次検討を行っている。本年夏頃までにとりまとめ予定。

4

学校におけるがん教育の在り方について(報告)概要

1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

(1)がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

(2)がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

(3)がん教育の具体的な内容

ア	がんとは(がんの要因等)	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生
オ	がんの早期発見・がん検診		

(4)留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

(1)がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

(2)外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

(3)研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部指導者に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

(4)がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

(5)教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

5

○「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政府	<p>がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】</p> <p>○がんの教育・普及啓発</p> <p>5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする</p>				
		政府成長戦略での「がん教育」の位置付け			
文部科学省		<p>「がんに関する検討委員会」</p> <p>日本学校保健会主催(文部科学省補助金)</p> <p>○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討</p>	<p>「がん教育」の在り方に関する検討会 文部科学省主催</p> <p>○1年目 「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討</p> <p>○2年目 「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討</p> <p>○3年目 「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討 ・報告書の作成</p> <p>※「がん教育」推進のための準備期間</p>		
			<p>○モデル事業の実施</p> <p>期待される成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣・教職員用研修会の開催 など 		
			<p>○1年目 希望地域において、事業を実施。</p>	<p>○2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。</p>	<p>○3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。</p>
			<p>学習指導要領改訂の必要性について検討</p>		

6

がんの教育総合支援事業

(前年度予算額：15,597千円)
27年度予算額：15,868千円

背景

- ・平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たな「がん対策推進基本計画」が閣議決定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」を目指すこととしている。
- ・学校における健康教育の中でも、国民の二人に一人がかかる「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠。

課題

- ・様々な形で患者を含めた国民に対するがんの普及啓発が行われているが、がんに対する正しい理解が必ずしも進んでいない。(がん検診の受診率は20%～30%で推移)
- ・健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であるとの指摘。

学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」を推進する必要性

課題解決のための事業概要

◆検討会の設置

有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置し、各都道府県で行っている先進事例の分析・調査等を行い、全国に展開させるための検討等を行う。
※H27はワーキングを設置し、教材の開発を行う。

相互に連携

◆事業の実施 (21道府県市)

地域の実情を踏まえた事業の実施

- ・がんの教育に係る外部講師派遣
- ・がんの教育に係る保護者・地域との連携
- ・がんの教育に係る研修会の開催
- ・がんに関する教育教材の作成・印刷・配布
- ・地域全体に広めるための取組
- ・その他 特色あるがんの教育に関する取組

成果

- 学校教育全体の中で、がんの教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解の深化
- 自らの健康を適切に管理するとともに、がん予防や早期発見につながる行動変容を促す。

7

次世代治療・診断実現のための 創薬基盤技術開発事業 説明資料

平成27年7月
経済産業省 商務情報政策局

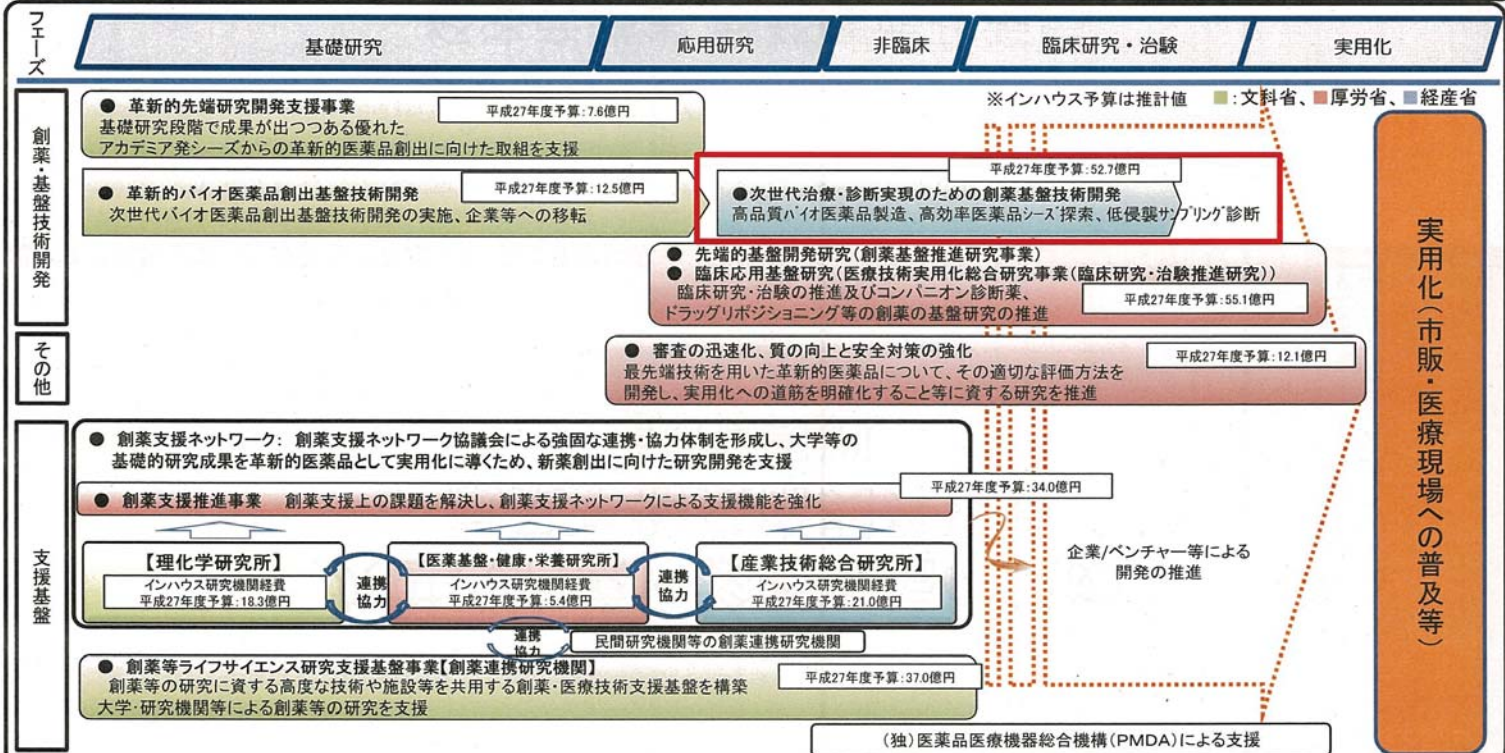
資料3-2

1. オールジャパンでの医薬品創出

日本医療研究開発機構対象経費
平成27年度予算 211億円

インハウス研究機関経費
平成27年度予算 45億円

創薬支援ネットワークの構築により、大学や産業界と連携しながら、新薬創出に向けた研究開発を支援するとともに、創薬支援のための基盤強化を図る。また、創薬ターゲットの同定に係る研究、創薬の基盤となる技術開発、医療技術の実用化に係る研究を推進し、革新的医薬品及び希少疾患治療薬等の開発を支援する。



【2015年度までの達成目標】

○相談・シーズ評価	400件
○有望シーズへの創薬支援	40件
○企業への導出(ライセンスアウト)	1件

【2020年頃までの達成目標】

○相談・シーズ評価	1500件
○有望シーズへの創薬支援	200件
○企業への導出(ライセンスアウト)	5件

○創薬ターゲットの同定 10個

(1) 低侵襲サンプリング診断技術(体液中マイクロRNA測定技術基盤開発)

体液中マイクロRNA測定技術基盤開発

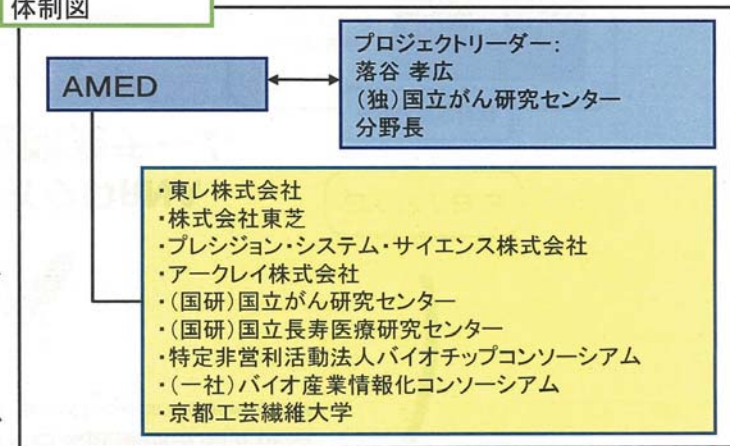
○事業の目的

採血という簡便かつ低侵襲の手法により、**13種類のがん**や認知症を特定する診断技術を開発し、**早期診断・治療と先制医療を実現**し、患者のみなさまのQuality of Lifeの向上と医療費の増加を抑制する。

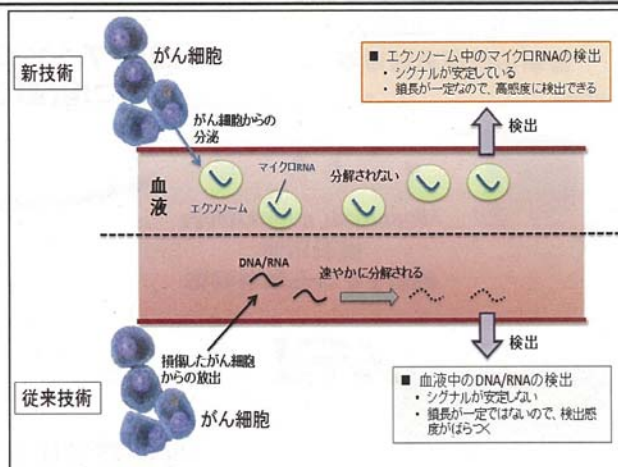
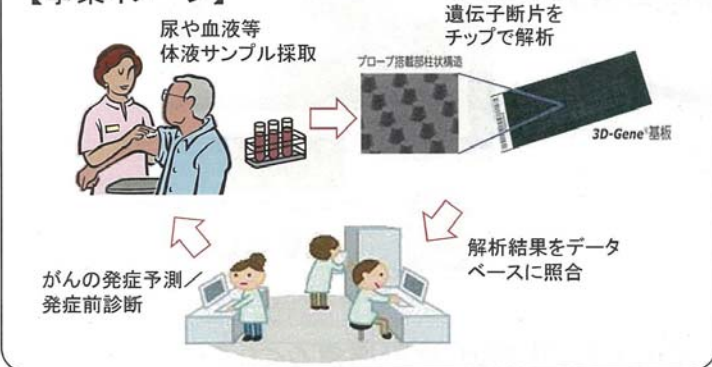
○事業概要

- ・がん細胞等が分泌するエクソソームという小胞に含まれるマイクロRNAと呼ばれる物質に着目。
- ・国立がん研究センターと国立長寿医療研究センターが蓄積している臨床情報と血液サンプルを利用して、マイクロRNAを大規模に解析し、情報基盤の開発を行う。
- ・13種類のがんと認知症にそれぞれ特徴的なマイクロRNAを組み合わせることで、医療の現場で使用できる次世代診断システムを開発し、**がんや認知症の分野での早期診断・治療や先制医療の実現を目指す。**

体制図



【事業イメージ】



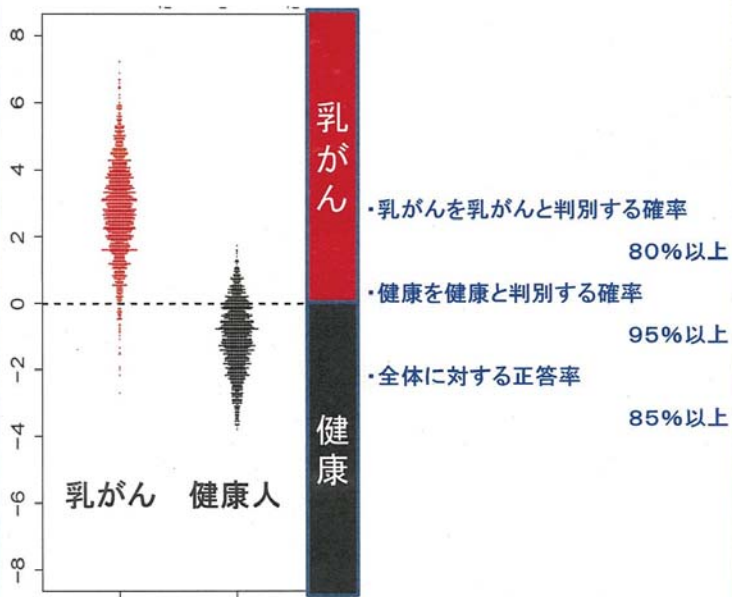
(1) 低侵襲サンプリング診断技術(体液中マイクロRNA測定技術基盤開発)



(1) 低侵襲サンプリング技術(体液中マイクロRNA測定技術基盤開発)

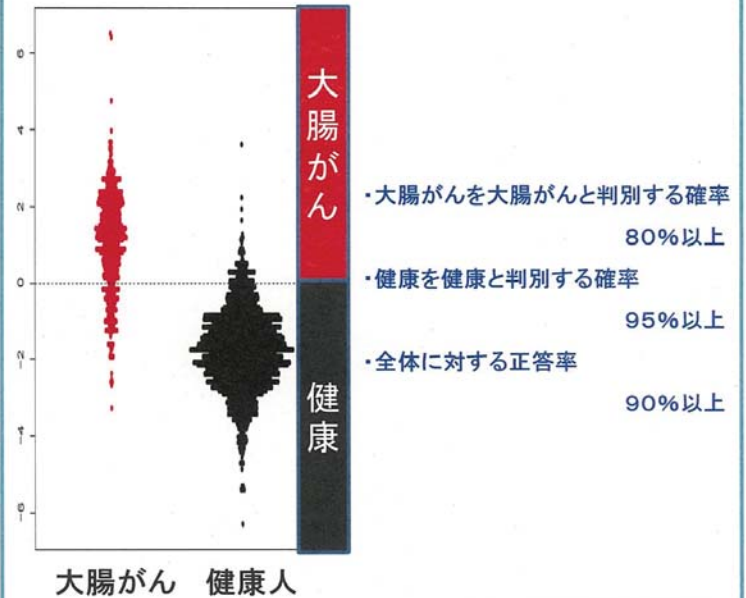
○これまでの成果

マイクロRNAによる乳がんの判別



1,000人以上を対象とし、乳がん患者と健康人を判別できることが示された。

マイクロRNAによる大腸がんの判別



大腸がん患者と健康人を判別できる可能性のある指標が見つかった。

公開・頭撮り可

平成27年9月8日

照会先 健康局がん対策・健康増進課

課長補佐 益 池（内線4605）

課長補佐 大 谷（内線3827）

（代表番号）03-5253-1111

第53回がん対策推進協議会の開催について

標記について下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

記

1. 日時 平成27年9月17日（木）14:00～17:00
2. 場所 厚生労働省 共用第5会議室（12階）
3. 議事（予定）
 - （1）がん対策基本法の改正について
 - （2）がん対策加速化プランについて
 - （3）その他
4. 傍聴希望者の申込方法
9月14日（月）12:00（必着）までに、氏名（ふりがな）、住所、電話番号（及びFAX番号、メールアドレス等）、所属先（企業、団体等）を別紙の申込様式に明記の上、
 - FAX・・・03-3503-8563 または
 - E-mail・・・mhlw-cancer@mhlw.go.jpにより事務局宛お申し込みください。
5. 傍聴手続
希望者が多数の場合は、報道関係者、委員随行者の状況を勘案の上、希望者の中から抽選により、傍聴できる方を選定することといたしますので御了承ください。
また、抽選で外れた方については、事前に御連絡させていただきます。
なお、同一の所属先（企業、団体等）の方が複数名おられる場合には、抽選の前に調整させていただく場合がございます。
6. 事務局 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
電話番号 03-5253-1111（内線3826）

第53回がん対策推進協議会(9月17日(木))傍聴希望
(締切 平成27年9月14日(月) 12:00(必着))

標記会議の傍聴を希望いたします。

① 住所	:	
② 氏名	:	
③ 職業(所属)	:	
④ 電話番号	:	
⑤ FAX番号	:	
⑥ 備考	:	

【留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器は、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

以上の事項に違反したときは、退場していただくことがあります。